

電気通信事業法施行規則等の一部改正について
(諮問第1206号)

<目 次>

1 改正概要

2 新旧対照表

- ・ 電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案
- ・ 平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件）改正案

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第 53 号。以下「答申」という。)において示された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)に係る接続ルールの整備事項に関し、省令等改正を要する次の事項について規定整備を行うものである。

(諮問対象)

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

- 施行規則の一部改正

(参考:諮問対象外)

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成 19 年 4 月)の一部改正

II 主な改正の概要

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

答申において、

- ①NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
- ②また、ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場においてNTT東西が75%を超えるシェアを占める状況にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況にあること

等から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要との考え方が示された。

これを踏まえ、NTT東西のNGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)の対象とするため、施行規則及び指定告示の一部改正を行うものである。

(1)指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の2第4項第1号柱書)

NGN及びひかり電話網において関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)で接続してIP電話を提供する場合、IPパケットと音声信号を相互に「変換」するための設備として、メディア・ゲートウェイ(Media Gateway)が用いられる。

現行の施行規則においては、指定設備に該当する設備が具備する機能として「変換」の機能が規定されていないため、NGN等を指定設備の対象に追加するに際し、指定設備(交換等設備)の定義を改正し、その具備する機能として符号等の「変換」の機能を追加するものである。

(2)指定設備の追加指定等

1)ひかり電話網のルータの指定(☞改正指定告示第2号イ)

これまでひかり電話網のルータについては、接続を請求する事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合等を除き、指定設備に該当しないとされていたが、今回、その設置場所にかかわらず、ひかり電話網のルータを指定設備の対象とするものである。

2)SIPサーバの指定(☞改正指定告示第5号)

SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NGNやひかり電話網において、ルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、新たに指定設備の対象とするものである。

(参考)NGNのルータや伝送路設備の指定について

- 現行の指定設備のうち交換等設備(例:ルータ)及び伝送路設備については、指定しない設備を個別具体的に列挙し、個別に列挙されている設備以外は、網羅的に指定設備の対象となる形式(ネガティブリスト方式)を採用している。
- NGNを構成する設備のうち、ルータや伝送路設備については、指定しない設備として個別具体的に列挙されておらず、指定告示を改正しなくても、指定設備に該当することになることから、今回の省令等改正において特段の規定整備を行わないものである。

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

(1)NGN及びひかり電話網に係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

答申において、アンバンドルが必要とされた「フレッツサービスに係る機能」、「IP電話サービスに係る機能」、「中継局接続に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」等に関する規定整備を行うものであるが、前三者の機能については、ルータ及び伝送路設備により通信の交換・伝送を行う機能という点において、現行制度上アンバンドルされている地域IP網のルーティング伝送機能と差異はないことから、ルーティング伝送機能の細目として規定するものである。

また、アンバンドル機能に係る規定整備に際し、「ルータ」について、NGN又はひかり電話網の「ルータ」と地域IP網の「ルータ」を区別する必要があることから、それぞれについて、以下のとおり定義するものである。

➤ NGN及びひかり電話網のルータ

①一般第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するもの
②一般第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、①と相互に対抗するルータ

➤ 地域IP網のルータ

③特別第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、①以外のもの
④特別第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、②以外のもの

1) NGN及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の收容局に設置されるNGNの收容ルータに接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

② 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNの中継ルータ(ゲートウェイルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

③ IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される関門交換機(IGS)に接続してOAB～JIP電話サービスを提供するためにNGN又はひかり電話網を利用する機能をアンバンドルするものである。

2) 地域IP網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

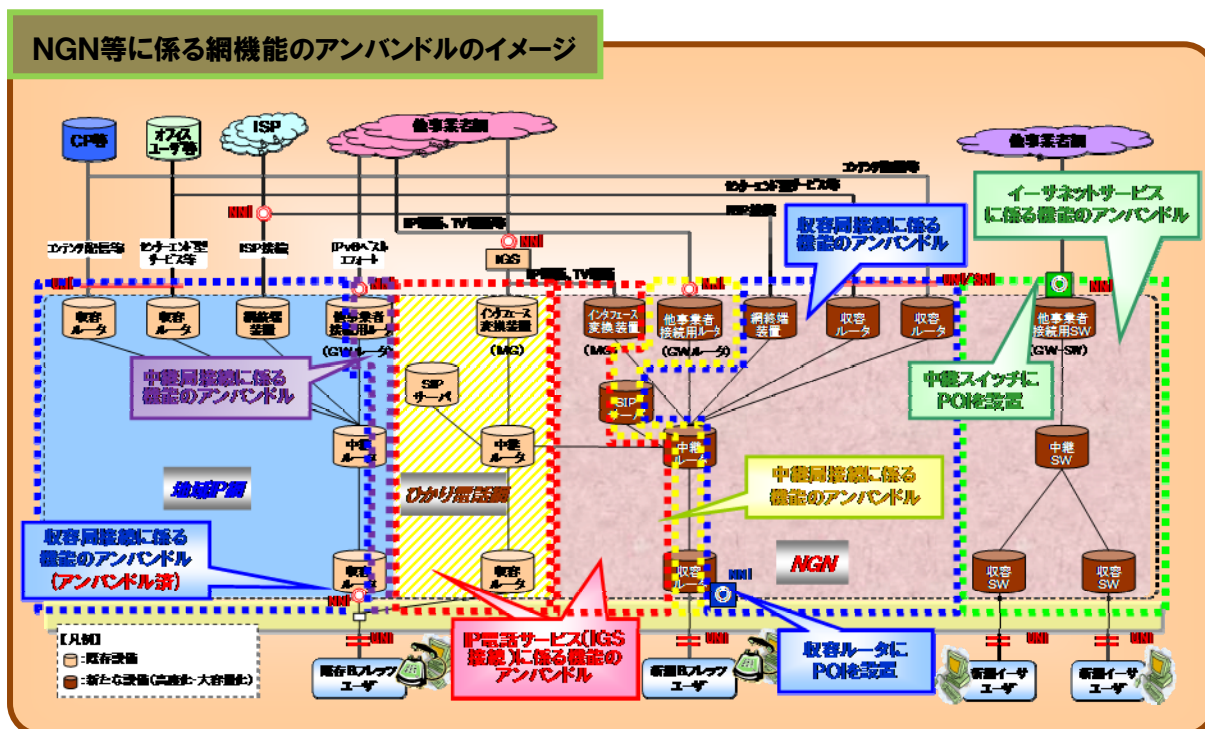
NTT東西の收容局に設置される地域IP網の收容ルータに接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものであり、今回ルーティング伝送機能の細目を規定することに伴い、改めて現行のルーティング伝送機能を特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能として規定するものである。

② 中継局接続に係る機能(特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される地域IP網の中継ルータ(ゲートウェイ・ルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものである。これは、答申に示されているとおり、現在、收容局接続として整理されているNTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスを提供するための機能は、中継局接続の形態で行われていると整理することが適当であることから、当該機能を特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能として新たに規定するものである。

3)イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNのイーサネットスイッチに接続してイーサネットサービスを提供するための機能をアンバンドルするものである。



(2)メガデータネットに係る機能の規定整備(☞改正接続料規則第4条)

現在、NTT東西の接続約款では、メガデータネットに関し単数対地の相手固定通信であるPVC(Permanent Virtual Circuit)回線に係る接続機能については、データ伝送機能として接続料が設定されている。

当該機能は、平成15年3月14日付け情報通信審議会答申(情審通第38号)における要望事項を踏まえ、実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定に係る接続約款(平成16年2月17日総基料第232号で認可)において規定された経緯があること、また、既に一般専用線等が基本的な接続機能として規定されており、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能は一般専用線等と相違がないことを踏まえれば、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能としてその位置付けを明確化することが適当であるため、今回、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能についてデータ伝送機能としてアンバンドル機能に追加する規定整備を行うものである。

(3)標準的接続箇所の追加

NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として次の箇所を追加するものである。

1)イーサネットフレーム伝送機能に係る標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第9号)

イーサネットフレーム伝送機能の標準的接続箇所として中継局に設置されるイーサネットスイッチを追加するものである。

2)収容局接続に係る機能の標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第10号)

ルーティング伝送機能のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等の標準的接続箇所として収容局に設置されるルータを追加するものである。

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

1)イーサネットスイッチに係る機能及びSIPサーバに係る機能の追加(☞改正施行規則第24条の5第13号及び第14号)

イーサネットスイッチやSIPサーバは、競争的に市場から供給が受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえれば、当

該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることが適当と考えられる。

ただし、イーサネットスイッチに係る機能等は、ルータと同様、網機能提供計画を要しない機能とはするものの、情報開示告示において必要な情報を事前に情報開示することとする。

Ⅲ 施行日等

施行期日は公布の日とする。ただし、以下の機能のアンバンドルに係る規定は、それぞれ以下の日までは適用しないものとする。

- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)

平成 21 年3月 31 日

- イーサネットフレーム伝送機能

平成 22 年3月 31 日

ただし、接続料原価を算定するために必要なコストドライバに関する状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の省令について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 諮問対象外の告示等の改正

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化 (情報開示告示の一部改正)

- 答申において、「現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当」との考え方が示された。
- 同答申を踏まえ、網機能提供計画の届出を要しないルータ等の機能について、新たな網機能を提供する場合、その機能の情報について原則として提供予定時期の90日前までに開示するものとする。

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加 (競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの改定)

- 答申において、「今後、NGNの稼働に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検証対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、アンバンドル機能について競争セーフガード制度の検証対象に追加するものとする。

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種指定電気通信設備の基準等）</p> <p>第二十三条の二 法第三十三條第一項の指定は、告示によつてこれを行つて、この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務長令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」といふ）を除く）、音響<u>音響又は認識の交換</u>、響響<u>響響又は通信路</u>の設定（以下「交換等」といふ）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」といふ）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」といふ）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」といふ）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」といふ）間に設置される伝送路設</p>	<p>（第一種指定電気通信設備の基準等）</p> <p>第二十三条の二 法第三十三條第一項の指定は、告示によつてこれを行つて、この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務長令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」といふ）を除く）、音響<u>又は認識の交換</u>響響<u>又は通信路</u>の設定（以下「交換等」といふ）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」といふ）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」といふ）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」といふ）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」といふ）間に設置される伝送路設</p>

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」といふ）

□ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」といふ）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」といふ）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信業務に係る情報の管理 電気通信業務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換設備 伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は 次のとおりとする

一 第一種指定端末系伝送路設備における 利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」といふ）

□ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」といふ）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」といふ）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信業務に係る情報の管理 電気通信業務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換設備 伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は 次のとおりとする

一 第一種指定端末系伝送路設備における 利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における 第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換機設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいふ）における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において 第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換機設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換機設備における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において 第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換機設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換機設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換機設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置される「サネットスイッチ（「サネット」の機能を交換するための電気通信設備をいふ）」

十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより信号を交換するた

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における 第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換機設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいふ）における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において 第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換機設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換機設備における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において 第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換機設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換機設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換機設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより信号を交換するための電気通信設備をいふ）

めの電気通信設備をいづ)

十 信用中継交換機(信号の交換を行う設備をいづ)の設置の場所と同一の建物内に設置される信用用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信用用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は

次のとおりとする。

一 十二 (略)

十三 ~~「ヤカガク」又は「ヤカガク」の機能~~
~~交換するための機能~~

十四 ~~「エロサーバ」(エロサーバ)又は「エロサーバ」に
なる通信を行うための電気通信設備を識別するため「割り当
てられる番号をいづ)の「電気通信設備の設置を分離」部
域を確保するための制御「エロサーバ」又は「エロサーバ」
への接続の制御又は固定電話系伝送設備の識別を行う設
備をいづ)により「呼」を制御(呼を制御するための「エロ
サーバ」により通信の権又は切断を制御する)をいづ)を
行うための機能~~

附 則

この法令は、公布の日から起算する

十 信用中継交換機(信号の交換を行う設備をいづ)の設置の場所と同一の建物内に設置される信用用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信用用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は

次のとおりとする。

一 十二 (略)

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第三系 この省令において使用する用語は 法 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第三十五号) 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第三十二号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号 以下「接続会計規則」といふ)において使用する用語の例による</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換設備に 設置するルータであつて SIPサーバを備はつてかつ三ノ制 御の機能を提供するものをいふ</p> <p>五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換設備に 設置するルータであつて一般第一種指定収容ルータと相互に対 向するものをいふ</p> <p>六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般 第一種指定中継ルータをいふ</p> <p>七 特別第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換設備に 設置するルータであつて一般第一種指定収容ルータ以外のもの をいふ</p> <p>八 特別第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換設備に 設置するルータであつて一般第一種指定中継ルータ以外のもの をいふ</p>	<p>(用語)</p> <p>第三系 この省令において使用する用語は 法 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第三十五号) 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第三十二号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号 以下「接続会計規則」といふ)において使用する用語の例による</p> <p>一〜三 (略)</p>

九 特別第一種指定ルータ 特別第一種指定収容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいづ。

十 IP電話 インターネットプロトコルを用いて通話伝送を行うことにより提供される通話の役務をいづ。

十一 固定交換機 第一種指定中継交換機設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機として 通信路を設定する機能 接続料の精算に関する情報を送信する機能及び発信者の電気通信種別を転送する機能を提供するものをいづ。

十二 かりり装置 ATMネットワーク伝送方式(非同期転送モード)を用いてデータを伝送するための通信方式をいづ)によりデータを交換するための電気通信設備をいづ。

十三・十四 (略)

第三系 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号口の総務省令で定める機能は 次の表の上欄及び中欄のとおりとし それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備 これらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」といづ)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一～六 (略)		
六の二 ルータ	一般収容ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種	一般第一種指定ルータ

四・五 (略)

第三系 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号口の総務省令で定める機能は 次の表の上欄及び中欄のとおりとし それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備 これらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」といづ)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一～六 (略)		
六の二 伝送機能	ルータ及び伝送機設備により通信の交換並びに伝	ルータ及び中継ルータ

能 伝送機 機能	イング 続ルータ 送機能	指定収容ルータ（専らIP P電話の提供の用に供せ れるものを除く）と接続 する場における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能（S IPサーバと連携して提 供するパブリック網の 機能を除く）	及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ		送を行う機能	に係る伝送 路設備並び にこれら一 体として設 置される通 信路の設定 の機能を有 する電気通 信設備（交 換設備を除 く）
	一般中継 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種 指定中継ルータ（専らIP P電話の提供の用に供せ れるものを除く）と接続 する場における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能				
	特別収容 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定収容ルータと接続す る場における特別第一 種指定ルータ及び伝送路 設備	特別第一種 指定ルータ 及び当該特 別第一種指 定ルータに			

	<p>特別中継 ルータ接 続ルータ インゲ伝 送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定中継ルータで接続す る場合における特別第一 種指定ルータ及び伝送路 設備により通信の交換及 び伝送を行う機能</p>	<p>係る伝送路 設備並びに これら一体 として設置 される通信 路の認定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除く）</p>
	<p>閉門交換 機接続ル ーティン グ伝送機 能</p>	<p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を閉門交換機 で接続する場合における 一般第一種指定ルータ及 び伝送路設備により通信 の交換及び伝送を行う機 能</p>	<p>一般第一種 指定ルータ 及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備（IP 電話を提供 するために パケット交 換網と固定 電話網との 間の接続制</p>

			<p>御を行った めの装置及 び制御系を 交換するた めの装置類 及びSIP サーバ</p>
<p>六〇三 イサネツ エツト 伝送機能</p>	<p>イサネツエツト 及び 伝送路設備 により通信 路の認定及び 伝送を行う 機能</p>	<p>イサネツ エツト 及び 制御系 イサネツ エツト に係る伝送 路設備</p>	
<p>七 (略)</p>			
<p>六〇二 エツト 伝送機 能</p>	<p>セリリ 装置及び伝 送路設備に より通信路 の認定及び 伝送を行う 機能</p>	<p>セリリ 装置及び消 該セリリ 装置に係 る伝送路設 備</p>	
<p>八十四 (略)</p>			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。

- 一 第四条の表六の二の項（特別收容ルータ接続ルータリング伝送機能に係る部分を除く。）の改正規定 平成二十一年三月三十一日
- 二 第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日

(検討)

第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘察し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ <u>ルータ</u> 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ <u>ロに掲げるもの以外のルータ</u> 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ <u>専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ そのルータ又はそのルータと相互に対向するルータが、固定端末系伝送路設備を直接収容し、かつ、八に掲げる条件に該当すること</u></p> <p>ハ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p>

<p>五 SIPサーバ</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>八 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機(第一項に掲げるものを除く。)、案内台装置及び伝送路設備(第一項又は第三項に掲げるものを除く。)</p> <p>十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。)</p>	<p>五 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>六 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>七 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>八 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機(第一項に掲げるものを除く。)、案内台装置、伝送路設備(第一項又は第三項に掲げるものを除く。)</p> <p>九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。)</p>
--	---